

自然エネルギーによる持続可能な社会の構築に向けた提言

内閣総理大臣 安倍 晋三様

指定都市 自然エネルギー協議会

我々政令指定都市は、約 2,730 万人の市民を抱えるエネルギー大消費地として、地球温暖化対策の推進、自然エネルギーの最大限の導入、スマートコミュニティの構築などに積極的に取り組み、持続可能な低炭素社会を構築して次世代へとつないでいく使命がある。

一方で、国際社会においては、地球規模の気候変動に歯止めをかけるべく、本年 12 月に、2020 年以降の世界の気候変動・温暖化対策の大まかな国際的枠組みについて、フランス・パリで開催される COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）で合意することとしており、各国は、約束草案（2020 年以降の温室効果ガス排出削減目標）を事前に提出することが求められている。

政府は今月中にも日本の目指すべき電源構成（エネルギーミックス）を決定し、約束草案を国連に提出すべく検討を進めているが、アメリカや EU が積極的な目標を公表している中、我が国が国際社会での役割を果たすためにも、優れた環境技術を活用することにより、自然エネルギーを最大限導入するという高い目標値を掲げるべきである。

こうした中、経済産業省の長期エネルギー需給見通し小委員会における委員会（案）として、2030 年における自然エネルギーの電源構成比を約 22%-24%と示されたが、EU などの先進諸国の水準と比較すると、到底十分な目標値とは言えない。

先進国として、高い自然エネルギーの導入目標を掲げ、自ら率先して温室効果ガス排出削減の国際的な義務を負い、持続可能な低炭素社会への転換を先導していくことが必要である。

また、国と我々地方が一丸となって、自然エネルギーの導入を最大限加速し、持続可能な低炭素社会を実現するためには、自然エネルギーの高い導入目標を提示するだけでなく、大型蓄電池や水素技術などの開発支援を積極的に進めるとともに、具体的な導入支援策を我々地方のエネルギー政策に反映させていくべきである。

我が国の将来のエネルギー政策を定めるこのタイミングで、我々『指定都市自然エネルギー協議会』は、国と一体となり、意欲的な自然エネルギーの導入を目指すために提言を行う。

提言 1. 自然エネルギーの最大限の導入に向けた目標値の設定

- ・2030年の電源構成については、総発電電力量に占める自然エネルギーの割合として、30%程度の積極的な目標値を示し、自然エネルギーを最大限導入していくこと。また、自然エネルギーの電源種別毎の導入目標を示すこと。

提言 2. 自然エネルギーの導入を最大化させるための対策

< 1. 地産地消型の分散型エネルギーの普及促進 >

- ・自然エネルギーを活用した分散型の電源や熱などのエネルギーを導入し、地域内において効率よく地産地消することは、系統への負担を軽減し、かつ、災害時等のエネルギーセキュリティの向上、地域の雇用創出や活性化にも寄与することとなる。このため、国は分散型エネルギーの普及拡大や地産地消型の自然エネルギーの最大限の導入を目指し、技術開発への支援、コージェネレーションシステムや大型蓄電システム、エネルギーマネジメントシステム（EMS）の推進、省エネ住宅・省エネ事業所の普及加速化など、スマートコミュニティの実現に向けて積極的に取り組むとともに、発電による排熱や、太陽熱及び地中熱、下水汚泥の有効利用によるエネルギー化を含め、未利用熱の活用を進めていくべきであり、熱利用が全国的に普及する本格的な支援制度を創設すること。
- ・都市部においては、中小規模の太陽光発電やバイオマス発電が分散型電源として有力なエネルギー源であることから、立地に対する規制緩和など、自然エネルギーの導入を後押しする支援を拡充すること。

< 2. FIT 制度の堅持 >

- ・FIT 制度が自然エネルギーの普及拡大に大きく貢献していることに鑑み、制度を当面は堅持しつつ、賦課金を納める国民の理解を得ながら、自然エネルギーの一層の普及拡大が図られるような制度の改善に努めること。

- ・「指定電気事業者」に認定された電力会社のエリアにおいては、無制限・無補償で出力制御が可能となるため、採算性の面などから、事業者や市民の太陽光発電システム導入意欲の低下につながっている。このため、電力会社による出力制御を、今年 4 月より業務を開始した電力広域的運営推進機関において監視・検証し、出力制御が妥当であったことを示す必要なデータを公開すること。また、国は、将来的には指定電気事業者制度の廃止を含めた見直しを行うこと。

< 3. 電力システム改革の着実な推進 >

- ・電力システム改革の第 2 段階となる電力小売全面自由化を来年 4 月に控え、様々な業種・業態による新たな生活支援サービスの発表が期待される。更なる競争を促進することで、市民生活の質を向上させるためにも、誰もが電力データを解析・利活用できる仕組みを構築するとともに、電力システム改革について積極的な広報や普及啓発に努めること。
- ・電源種別や構成割合などを「知る権利」、ニーズに合う小売事業者のサービスを「選ぶ権利」が需要家である国民にはある。このため、電力小売の全面自由化の際には、全小売事業者に対し、電源構成の開示を義務化すること。
- ・電力広域的運営推進機関が、北本連系線などの十分に活用されていない地域間連系線や、既設の電力システムを最大限活用し、中立性・透明性を担保した運営を徹底するとともに、その責務を果たすよう国が指導すること。

提言 3. 水素社会の実現

- 水素は自然エネルギー由来の電気を「ためる」、「はこぶ」、「つかう」ことができるため、社会構造を変えうる大きな可能性を持つ。水素ステーションなどのインフラ整備や、燃料電池の更なる高効率化及び低価格化、さらに住宅用や産業用燃料電池の利活用に向けた支援策をサプライチェーンの構築とあわせて戦略的に進めること。
- 太陽光やバイオマスなど都市に賦存する自然エネルギー電力を活用して水素に転換し、貯蔵する技術の開発を積極的に進めること。こうしたイノベーションを更に推進し、自然エネルギーから作る水素を実用化することにより、自然エネルギーを最大限導入できる社会を目指すこと。

平成27年5月12日

指定都市 自然エネルギー協議会

会 長	京 都 市 長	門 川	大 作
副会長	福 岡 市 長	高 島	宗 一 郎
副会長	浜 松 市 長	鈴 木	康 友
幹 事	さいたま市長	清 水	勇 人
	札 幌 市 長	秋 元	克 広
	仙 台 市 長	奥 山	恵 美 子
	横 浜 市 長	林	文 子
	川 崎 市 長	福 田	紀 彦
	相模原市長	加 山	俊 夫
	新 潟 市 長	篠 田	昭
	静 岡 市 長	田 辺	信 宏
	名 古 屋 市 長	河 村	たかし
	大 阪 市 長	橋 下	徹
	堺 市 長	竹 山	修 身
	神 戸 市 長	久 元	喜 造
	岡 山 市 長	大 森	雅 夫
	広 島 市 長	松 井	一 實
	北九州市長	北 橋	健 治
	熊 本 市 長	大 西	一 史